



新型コロナウイルス関連情報

【固定資産税・都市計画税の減免措置】

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者等に対する償却資産及び事業用家屋に係る令和3年度の固定資産税・都市計画税の減免が措置されています。

<概要>

中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する建物や設備の令和3年度の固定資産税及び都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とします。

<減免対象>

- 事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税（通常、取得額または評価額の1.4%）
- 事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3%）

<減免対象の資産>

減免の対象となるのは、事業用の家屋と償却資産で、法人税又は所得税の計算において減価償却費を計上している（計上していた）ものです。

<減免対象者>

減免の対象者である中小企業者・小規模事業者とは、次のいずれかに該当する法人、個人事業主です。

資本金又は出資金の額を有する法人で、その額が1億円以下のもの

資本金又は出資金の額を有しない法人で、その従業員数が1,000人以下のもの

従業員数が1,000人以下の個人事業主

但し、大企業の子会社等は対象外となります。

事業用と非事業用兼用の資産については、事業用の割合のみが対象となります。

<減免の割合>

減免の割合は、事業収入の減少の大きさにより次のとおりです。

2020年2～10月のうち任意の連続する3ヶ月間の事業収入が前年の同期間に比べて	減免の割合
50%以上減少	全額
30%以上50%未満減少	1/2

<申請方法>

収入や対象資産について、認定支援機関等で審査を受けた後、邑南町役場窓口まで申請書と必要書類を提出していただきます。認定支援機関等は中小企業庁のサイトにてご確認ください。

申請様式は邑南町HPのダウンロード集よりダウンロードしてお使いください。

<申請期限>

申請期限は令和3年1月31日（固定資産税に係る償却資産申告書の提出期限に同じ）です。

<お問い合わせ先>

邑南町財務課 電話番号：0855-95-1193 / IP電話：050-5207-3013

中小企業 固定資産税等の軽減相談窓口 電話番号：0570-077322(平日 9:30～17:00のみ)

再 掲

【事業継続支援金】

<概要>

感染症拡大により、国の緊急事態宣言を受けて4月、5月で営業自粛等により特に大きな影響を受けた事業者で、国の持続化給付金の対象にならない事業者に対して、事業を支え、継続の糧としていただくため、事業全般に広く使える支援金を給付します。

<支援額>

個人、法人等ともに 一律20万円

<給付対象>

全ての業種（一部対象外あり）で、次の全てに該当する方

- ①町内に事業所を有する方
- ②申請時点において、国の持続化給付金の対象とならない方
- ③2020年4月又は5月のどちらかの売上高が前年同月と比べて 20%以上～50%未満の減少があった方
- ④2019年分確定申告書又は町民税・県民税申告書を提出している方（青色・白色申告等で、2020年5月31日までに提出された方）
- ⑤個人事業者の場合、2019年の全ての収入のうち事業収入が全体の70%以上を占めている方
- ⑥2020年5月31日までに開業した方

<給付の特例>

開業が、2019年6月1日以降のため③の確認ができない方、または2020年1月1日以降の開業のため④を行えなかった方等は、別の方法により確認できる場合は給付対象となります。

<その他の特例>

2020年開業者やみなし法人等の理由により、②の対象とならなかった方は③の「20%以上～50%未満の減少があった方」を「20%以上の減少があった方」と読み替えます。

<申請書受付期間>

2020年6月22日～2021年3月31日まで

<申請書の提出先>

- 邑南町役場 本庁 商工観光課
- 邑南町役場 瑞穂支所 事業部
- 邑南町役場 羽須美支所 事業部



<お問い合わせ先>

- 邑南町役場 本庁 商工観光課
電話 0855-95-2565 IP 050-5207-3021
- 「コロナ救済！お金の相談窓口」 電話 0855-95-1185

セミナーのご案内

【令和2年度 ものづくり企業向けWEB研修のご案内【4テーマ配信中】（雇用調整助成金対象）】

（公財）しまね産業振興財団にて、このたびの新型コロナウイルス感染症の流行を受け、いわゆる「三密」を避けるために、インターネット上で動画配信をする形での研修を企画・開催される運びとなりました。

新型コロナウイルス感染症の影響から、休業・一時帰休等を予定される企業に対応するため、雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症特例措置）の教育訓練加算の対象となる内容となっております。

なお、現時点では公開していないテーマについても、今後随時企画し公開する予定です。

<現在配信中の研修テーマ>

1. 『品質管理入門』
2. 『事例で学ぶ問題解決入門』
3. 『原因究明におけるもの見方や考え方』
4. 『VE入門セミナー ～はじめてのVE(Value Engineering)～』

■受講対象 県内に事業所を有するものづくり企業

■受講料 無料

■申込期限 受講希望日の前日までにお申し込みください。

■受講方法

下記、申込フォームよりお申し込みください

https://www.joho-shimane.or.jp/form/jhshmn2019/creative_training_2020doit

※複数テーマの受講を希望されたい方は、受講テーマごとに受講希望日時を記載してください。

■お問い合わせ先

公益財団法人 しまね産業振興財団

経営支援課（総合相談グループ）電話：(0852) 60-5115 E-mail：con@joho-shimane.or.jp



貯蓄共済オススメ情報！

商工貯蓄共済とは、貯蓄と生命保険が一体となった会員様のための制度です。

ポイントは3つ！ ①掛け金の7割～9割が戻る！ ②万が一の場合の死亡保障あり！
③掛け金は1口2,000円とお手頃！

★例えば・・・30歳女性が1口2,000円でご加入頂くと・・・

- ・掛け金 240,000円（10年満期）※内、保険料部分は14,400円（120円/月）
- ・満期時 225,600円 から事務手数料を差し引き、
配当金と利息をつけてお支払いします。
- ・死亡保険金 1,000,000円

中途解約時にはそれまでの貯蓄積立金をお返しします。

また、貯蓄共済に加入されている方を対象とした、医療保障特約もオススメです。お手頃な保険料で、入院や手術が無かった場合は無事故給付金が受け取れます。



令和2年度

子育てしやすい 職場づくり、 出産後の復職に取り組む 企業を応援します

奨励金
20万円
または
10万円・40万円

事業者の皆様へ



事業者に奨励金を支給いたします

対象事業者

鳥根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)

出産後職場復帰奨励金

出産後の復職に取り組む中・小規模事業者等に奨励金を支給します。

令和2年4月1日以降に産前休業を開始した場合

奨励金 事業者への支給額	労働者30人未満の事業所 [事業年度 事業所の 1人あたり]	20万円/人
	上記以外	10万円/人

支給要件

- 労働者数50人未満の、鳥根県内の事業所(本店、支店等)
- 育児休業を3ヶ月以上取得し、職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
- 労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
- 労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと

令和2年3月31日までに産前休業を開始した場合

奨励金 事業者への支給額	①育児休業17ヶ月以上	40万円/人
	②育児休業3ヶ月以上 17ヶ月未満	20万円/人
	③育児休業3ヶ月未満 または産休のみ	10万円/人

出産後復職した労働者の休業期間が

支給要件

- 労働者数50人未満の、鳥根県内の事業所(本店、支店等)
- 産前産後休業または育児休業を取得し、職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
- 労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
- 労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと

子育てしやすい職場づくり奨励金

職場環境づくりに取り組む、中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

令和3年3月31日までの申請について

奨励金 事業者への支給額	上限額:40万円
1制度導入	20万円

支給要件

- 労働者数50人未満の、鳥根県内の事業所(本店、支店等)
- 次のA-Iの順度で令和2年4月1日以前に導入し、令和2年度内に一定の活用実績があること
- A 勤務時間の有休休暇制度
- I 短時間勤務制度(夜間勤務等)
- (対象)小学6年以下の子どもがいる労働者(協議は問いません)

鳥根県内の子育て支援センター等へお問い合わせください

詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください
鳥根県商工会連合会本部 TEL 0852-21-0651 | 鳥根県商工会連合会石見事務所 TEL 0855-22-3590